

# 小田原市火災予防違反処理規程

## 目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 違反処理
  - 第1節 通則（第6条～第18条）
  - 第2節 警告（第19条～第22条）
  - 第3節 命令の事前手続（第23条）
  - 第4節 命令（第24条～第33条）
  - 第5節 許可の取消し等（第34条・第35条）
  - 第6節 告発（第36条～第39条）
  - 第7節 過料事件（第40条・第41条）
  - 第8節 代執行（第42条）
  - 第9節 略式の代執行（第43条）
  - 第10節 免状返納命令要請措置等（第44条）
  - 第11節 送達（第45条）
  - 第12節 物件の措置（第46条～第53条）
- 第3章 関係行政機関との連携（第54条）
- 第4章 その他（第55条～第57条）

## 附則

### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規程は消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び小田原市火災予防条例（昭和37年小田原市条例第29号。以下「条例」という。）に基づく火災の予防、災害の発生及び拡大の防止並びに火災発生時における人命危険排除等（以下「火災予防等」という。）に関する法令違反（法令違反でない状態又は行為で行政上の措置を必要とするものを含む。以下「違反」という。）の処理について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ

による。

- (1) 違反処理 警告、行政措置権の行使、告発又は免状返納命令要請措置等によって、違反を是正するための行政上の措置をいう。
- (2) 警告 違反が認められる行為を行った者又は関係者（以下「関係者等」という。）に対し、違反の是正を促す意思表示をいう。
- (3) 不利益処分 行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第2条第4号に定める処分をいう。
- (4) 聴聞 手続法第13条第1項第1号の規定に基づき、予定される不利益処分に関して、審理の場において意見陳述及び質問等の機会を与え、意見を聞くことをいう。
- (5) 弁明の機会の付与 手続法第13条第1項第2号の規定に基づき、不利益処分の原因となる事実に関する意見陳述のための機会を与えることをいう。
- (6) 命令 法及び条例の規定に基づき、関係者等に対し、違反の是正のため必要な措置を講ずることを内容とした義務を課す意思表示をいう。
- (7) 催告 警告による指導を受けた者又は命令違反者に対し、当該警告及び命令の履行を催促する意思表示をいう。
- (8) 公示 法第5条第3項及び第11条の5第4項の規定（他の条文において準用しているものも含む。）に基づき、命令を行った場合において、違反状態が継続していることを周知することをいう。
- (9) 許可の取消し 法第12条の2第1項の規定に基づき、法第11条第1項に規定する許可の効力を消滅させる意思表示をいう。
- (10) 特例認定の取消し 法第8条の2の3第6項（法第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同条第1項に規定する特例認定の効力を消滅させる意思表示をいう。
- (11) 告発 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づき、違反事実を捜査機関に申告し、違反者の訴追を求める意思表示をいう。
- (12) 過料事件の通知 法第46条の5の規定に基づき、法第8条の2の3第5項（法第36条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）、法第17条の2の3第4項の規定による届出を怠った者を、過料に処せられる者として管轄地方裁判所に通知することをいう。
- (13) 代執行 行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。）

の規定に基づき、命令により他人が代わってなすことができる義務を履行しない場合に、命令者自らが義務者のなすべき行為を行い又は第三者に行わせ、その費用を義務者から徴収することをいう。

(14) 略式の代執行 法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定に基づき、法第3条第1項第3号及び第4号（法第5条の3第2項において準用するものも含む。）に掲げる措置をとることをいう。

(15) 免状返納命令要請措置等 法令違反を行った危険物取扱者又は消防設備士の免状返納命令に係る神奈川県知事（以下「知事」という。）への報告及び当該違反者に対する通知を行うための一連の措置をいう。

(16) 履行期限 警告事項又は命令事項の履行に必要な合理的期間をいう。

(17) 行政措置権 法令に基づく命令、許可の取消し、特例認定の取消し、代執行及び略式の代執行を行う権限をいう。

（違反処理の主体）

**第3条** 違反処理は、小田原市消防長（以下「消防長」という。）が主体となって行うものとする。

2 消防長は、消防職員（以下「職員」という。）をそれぞれ指揮監督し、違反の是正促進に努めなければならない。

3 消防長以外の消防吏員（以下「消防吏員」という。）が行う違反処理は、法第3条第1項及び法第5条の3第1項に規定する命令とする。

（消防長の責務）

**第4条** 消防長は、社会公共の安全を確保するため、違反に関する情報を把握し精査するとともに行政措置権を行使し、火災予防等に努めなければならない。

（違反処理上の留意事項）

**第5条** 違反処理は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

(1) 違反処理は、社会公共の安全を確保するため、違反内容、火災発生危険又は火災発生時に予想される被害の程度に着目し、時機を失することなく、厳正かつ公平に行うこと。

(2) 違反処理を行うにあたっては、関係者に対し、誠実かつ沈着、冷静に対処すること。

(3) 違反処理を行った事案については、適宜、改善状況の調査を行い、その是正促進

に努めること。

## **第2章** 違反処理

### **第1節** 通則

(違反処理の区分)

**第6条** 違反処理は、次に掲げる区分による。

- (1) 警告
- (2) 命令
- (3) 許可の取消し
- (4) 特例認定の取消し
- (5) 告発
- (6) 過料事件の通知
- (7) 代執行
- (8) 略式の代執行（法第3条第2項又は第5条の3第2項の措置）
- (9) 免状返納命令要請措置等

(違反処理基準)

**第7条** 違反処理は、次に定める違反処理基準（以下「処理基準」という。）により処理しなければならない。

- (1) 命令、告発を前提とした処理基準に該当する場合 別表第1、別表第1の2
- (2) 規定違反に対する直接の罰則に該当する場合 別表第2、別表第2の2

2 違反の事実が明白で、かつ、火災予防上、人命安全上猶予できないと認める場合若しくは特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

(違反の調査)

**第8条** 消防長は、警告を行う場合、若しくは命令以上の違反処理を行う場合は、命令要件の特定など正確な違反事実の把握のため職員に調査を命じるものとする。ただし、警告を執行する際、立入検査により事実が確定している場合は、調査を省略することができる。

(資料提出命令等)

**第9条** 消防長は、違反処理をするため必要な資料の提出を命じ、又は報告を求めるときは、消防資料提出命令書（様式第1号）又は報告徴収書（様式第2号）によるもの

とする。

(危険物の収去)

**第10条** 危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去するときは、小田原市消防本部危険物等事務処理要綱（昭和59年小田原市消防本部訓令第1号）第10条の規定によるものとする。

(実況見分)

**第11条** 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、実況見分調書（様式第3号）を作成するものとする。

(1) 違反事実の確認及び証拠保全のため直接、違反の状態や物の存在を確認する必要がある場合

(2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

(質問調書)

**第12条** 職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、質問調書（様式第4号）を作成しておくものとする。

(1) 供述内容が命令執行上重要な証拠となると認めた場合

(2) 告発を行う場合

(3) 違反者を特定し、違反事実や情状等を明らかにする必要がある場合

(4) 前号に掲げるもののほか、特に必要があると認めるとき。

(撮影拒否)

**第13条** 撮影を拒否された場合は、強行せず実況見分調書及び質問調書によって補完するものとする。

(書証の収集)

**第14条** 消防長は、違反者特定のため、書証（住民票等）の交付依頼を所定の申請用紙又は次の依頼書により申請するものとする。

(1) 住民票・全部事項証明書（個人事項証明書）の交付方について（依頼）（様式第5号）

(2) 商業登記簿謄本の交付方について（依頼）（様式第6号）

(3) 建物登記簿謄本の交付方について（依頼）（様式第7号）

(違反調査の報告)

**第15条** 第8条の規定により違反の調査をした職員は、調査した結果を違反調査報告

書（様式第8号）に事実認定資料を添えて消防長に報告するものとする。

（違反処理の留保）

**第16条** 第7条第1項の規定にかかわらず、次に示す合理的な理由が存することにより、処理基準による違反処理を行うことが適当でないと認められる場合は、違反処理を留保することができるものとする。

- (1) 当該違反部分の大部分が是正され、かつ、火災危険が排除されたと認められるとき。
- (2) 当該違反の是正が部分的であっても、現在是正が進行中であり、かつ進捗状況がきわめて良好であると認められるとき。
- (3) 都市計画に基づく諸工事が具体化し、建物の移転、改築が予定されている場合
- (4) 老朽等による建物の取壊し及び跡地利用が具体化している場合
- (5) 民事係争事案のうち、当事者の権利関係が未確定であるため、名あて人の特定が不能又は困難である場合
- (6) その他社会通念上妥当と思われる理由がある場合
- (7) その他行政上措置をすることが適当と認められるもの

（安全担保措置）

**第17条** 消防長は、前条の規定により違反処理を留保した場合、安全対策措置（違反内容の危険性に対応した代替的安全措置又は防火管理上の安全対策措置をいう。）を講じさせ、その事実を違反処理台帳（様式第9号、以下「台帳」という。）に記録するものとする。

（違反処理状況の管理）

**第18条** 消防長は、処理基準に該当する事案については、防火対象物及び危険物施設の台帳を作成し、改善指導、違反処理の経過及び進捗状況の適正な管理を行うものとする。

## 第2節 警告

（警告）

**第19条** 消防長は、違反が処理基準の警告の措置をとるべきものに該当する場合には、命令又は告発に係る前段的措置として関係者等に対し、警告書（様式第10号）を交付し警告を行うものとする。

2 消防長は、前項の規定にかかわらず、緊急に措置する必要があると認める場合で、

警告書を交付するいとまがないときは、職員に警告事項を口頭で告知させることができるものとする。この場合、事後速やかに警告書を交付するものとする。

3 警告の履行期限は、個々の違反事項について通常（社会通念上）是正可能と認められる客観的所要日数と公益上（火災予防上）の必要性との衡量において妥当と認められるものであること。

4 警告の要件は、警告が命令の前段措置として行われるものであるため、命令の要件と一致するものであること。

（警告履行期間中における履行状況の確認等）

**第20条** 消防長は、警告を行った場合は、警告事項の履行期間中における火災予防等のために、職員に査察を行わせるものとし、併せて警告事項の履行状況を調査させるものとする。

2 職員は、前項の査察及び調査を行った場合には、査察規程に規定する通常の事務処理を行うほか、第18条の違反処理台帳に必要事項を記録しなければならない。

3 職員は、履行期限が経過しても警告事項が履行されていない場合は、違反内容を調査し、第15条の違反調査報告書により消防長に報告しなければならない。

（警告事項履行の催告）

**第21条** 消防長は、警告を行い前条第3項の報告により警告事項が履行されていないと認める場合は、当該関係者に対し、警告早期履行催告書（様式第11号）を交付し、当該警告事項の履行を促すことができるものとする。

（上位措置への移行）

**第22条** 消防長は、第20条第3項の報告を受け前条の警告早期履行催告書を交付する場合を除き、速やかに、処理基準に定める上位措置へ移行しなければならない。

### 第3節 命令の事前手続

（聴聞及び弁明の機会の付与の必要な不利益処分）

**第23条** 消防長は、次項及び第3項に該当する不利益処分を行う場合には、処分を受ける者に対し聴聞、弁明の機会を与えこの手続を経た後に処分を行うものとする。

2 この規程において、聴聞が必要な不利益処分とは、別表第3に掲げるものをいう。

3 この規程において、弁明が必要な不利益処分とは、別表第4に掲げるものをいう。

4 前2項の不利益処分を行う場合の聴聞、弁明の機会を与える手続は、小田原市行政手続条例（平成9年小田原市条例第24号）の定めに従って実施する。

5 消防長は、前項の聴聞、弁明の結果、命令等を行うことが妥当でないことが判明した場合は、命令等を行うことを中止するものとする。

#### **第4節 命令**

(消防長による命令)

**第24条** 消防長は、違反が処理基準の命令の措置をとるべきものに該当した場合は関係者に対して、命令書(様式第12号)を交付し命令を行うものとする。

2 消防長は、違反が火災予防等の観点から猶予できないと認める場合で前項の命令書を交付するいとまがないときは、職員に命令事項を口頭で告知させることができるものとする。この場合、事後速やかに命令書を交付するものとする。

(命令の通知)

**第25条** 消防長は、法第11条の5第2項の規定による命令を行った場合は、当該移動タンク貯蔵所につき法第11条第2項の規定による許可を行った市町村長等に別に定める方法により通知するものとする。

2 消防長は、法第16条の3第4項の規定による命令を行った場合は、前項の市町村長等に対し、当該命令を行った旨を、速やかに報告するものとする。

(消防吏員による命令)

**第26条** 消防吏員は、立入検査その他の業務の遂行中において、処理基準に規定する命令の措置をとるべきものに該当する違反を現認した場合は、命令書(様式第12号その1、様式第13号)を交付し命令を行うものとする。

2 消防吏員が緊急に措置する必要があると認める場合で前項の命令書を発行するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を発行するものとする。

3 消防吏員は、前項の命令を行った場合は、速やかに、口頭命令報告書(様式第14号)で消防長に報告するものとする。

(教示)

**第27条** 不服申し立てのできる命令を文書で行う場合、又は命令を口頭で行う場合で利害関係人から教示を求められた場合は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第82条に定める教示をしなければならない。

2 命令を文書で行う場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条に定める教示をしなければならない。



(公示)

**第28条** 消防長は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項及び第4項、法第8条の2第3項、法第8条の2の5第3項、第17条の4第1項及び第2項、法第36条第1項において準用する法第8条第3項及び第4項並びに法第36条第1項において準用する法第8条の2第3項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る防火対象物又は当該防火対象物のある場所へ標識(様式第15号)を設置し公示するものとする。

2 消防長は、法第11条の5第1項及び第2項、法第12条第2項、法第12条の2第1項及び第2項、法第12条の3第1項、法第13条の24第1項、法第14条の2第3項、法第16条の3第3項及び第4項、法第16条の6第1項の規定に基づく命令を行った場合は、当該命令に係る危険物施設又は当該危険物施設のある場所へ標識(様式第16号)を設置し公示するものとする。

3 前各項の公示は、命令を発した場合には、速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。

4 その他公示に関する必要な事項は、別に定める。

(標識設置の方法)

**第29条** 前条に定める標識の大きさは日本産業規格A3とし、次に掲げる事項が記載されていること。

ア 防火対象物又は危険物施設の所在地、名称

イ 命令を受けた者の氏名

ウ 命令の内容(命令事項又は命令の理由)

エ 命令を発した年月日

オ 命令を発した者の役職、氏名

カ 標識設置の根拠規定を示した注意書き

キ 標識を損壊した者は、公文書毀棄罪等で罰せられる旨の注意書き

(命令履行期間中の措置及び催告)

**第30条** 消防長は、命令を行った場合は、第20条に準じた措置を職員にとらせるものとし、必要と認める場合は、当該関係者に対し、命令早期履行催告書(様式第17号)を交付し、当該命令事項の履行を促すものとする。

(改善状況の確認等)

**第31条** 消防長は、関係者に対し命令事項の改善が完了したときは、速やかに報告するよう指導しなければならない。

2 消防長は、前項の報告を受けたときはこれを検査し、改善の状況を確認しなければならない。

(命令の解除)

**第32条** 消防長は、命令事項が履行された場合で命令を受けた者から命令の解除の申し出があったときは、その是正状況を確認し、適当と認めるときは速やかに命令を解除するものとする。

2 命令の解除は、関係者等に対し、命令解除通知書（様式第18号）を交付することにより行うものとする。

(公示の撤去)

**第33条** 消防長は、第31条の検査で命令事項が改善された場合は、公示を撤去するものとする。

#### **第5節** 許可の取消し等

(許可の取消し)

**第34条** 消防長は、法第12条の2第1項に係る違反があり、期間を定めて使用の停止を命じても従わず、又は従った場合でも再び使用されることにより公共安全又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれが高い場合は、違反事実が是正されていないことを再確認のうえ、当該違反者に許可取消通知書（様式第19号）で通知し、許可取消書（様式第20号）を交付することにより危険物施設の許可の取消しを行うものとする。

(特例認定の取消し)

**第35条** 消防長は、防火対象物点検の特例認定及び法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定による特例認定取消しの措置を行う場合は、管理権原者に特例認定取消通知書（様式第21号）で通知し、特例認定取消書（様式第22号）を交付することにより行うものとする。

#### **第6節** 告発

(告発の要件)

**第36条** 消防長は、次の各号のいずれかに該当するもので罰則をもって対応すべきと認められる場合に、告発を行うものとする。

- (1) 違反内容が重大なとき。
- (2) 違反に起因する火災等の発生若しくは拡大又は死傷者が発生したとき。
- (3) 告発をもって処置すべき情状が認められるとき。

(告発の手続)

**第37条** 告発は、当該違反を管轄する検察官又は警察署長等に対して行うものとする。

2 告発を行うときは、告発書（様式第23号）に次の各号に掲げるもののうち、違反に関する必要な資料を添付するものとする。

- (1) 違反調査報告書（写）
- (2) 立入検査結果通知書（写）
- (3) 警告書（写）、命令書（写）、催告書（写）
- (4) 実況見分調書（写）、図面（写）、写真（写）
- (5) 質問調書（写）
- (6) その他違反事実及び情状の認定に必要な資料（写）

(告発の協議)

**第38条** 消防長は、告発する場合には事前に市長と協議するものとする。

(告発結果の処理)

**第39条** 消防長は、告発に係る処分の通知があった場合は、速やかに市長に報告するものとする。

## **第7節** 過料事件

(過料事件の通知)

**第40条** 消防長は、法第8条の2の3第5項、法第17条の2の3第4項の規定による届出を怠った者を覚知した場合で、過料をもって対応すべきと認めるときに行うものとする。

(過料事件の手続)

**第41条** 過料事件の通知は、法第8条の2の3第5項及び第17条の2の3第4項の規定による届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うものとする。

2 過料事件の通知を行うときは、過料事件通知書（様式第24号）に次の資料を添付して行うものとする。

- (1) 特例認定申請書（写）及び認定を受けた旨の通知書類（写）
- (2) 賃貸借契約書等、管理権原者に変更があったことを証する書面（写）

(3) 過料に処せられるべき者の住所地等を証する資料（写）

#### **第 8 節** 代執行

（代執行）

**第 4 2 条** 消防長は、第 2 4 条、第 2 6 条の規定による命令又は第 3 6 条の規定による告発によってもなお違反が是正されない場合で、特に必要があると認めたときは、代執行法の定めるところにより代執行を行うものとする。

#### **第 9 節** 略式の代執行

（略式の代執行）

**第 4 3 条** 消防長は、法第 3 条第 1 項又は法第 5 条の 3 第 1 項の命令に係る履行義務者を確知することができないために、当該命令を発することができない場合には、職員に、略式の代執行の措置をとらせるものとする。

#### **第 1 0 節** 免状返納命令要請措置等

（違反行為の報告等）

**第 4 4 条** 職員は、危険物取扱者又は消防設備士が、処理基準に定める違反行為を行ったことを把握した場合は、速やかに消防長に報告するものとする。

2 消防長は、前項の報告があった場合は、危険物取扱者違反処理報告書（様式第 2 5 号）又は消防設備士違反処理報告書（様式第 2 6 号）に、違反調査報告書等の関係資料を添えて、知事に報告するものとする。

3 消防長は、前項の規定により知事に報告する場合は、第 1 項の違反行為を行った者に対し危険物取扱者違反事項通知書（様式第 2 7 号）又は消防設備士違反事項通知書（様式第 2 8 号）を交付するものとする。

#### **第 1 1 節** 送達

（警告書等の交付手続）

**第 4 5 条** 警告書、命令書、特例認定取消書、許可取消書、戒告書、代執行命令書及び代執行費用納付命令書、保管費等納付命令書（以下「警告書等」という。）を発行するときは、原則として、当該関係者に直接交付し、受領書（様式第 2 9 号）に署名捺印を求めるものとする。

2 警告書等の交付に際し、受領を拒否した場合及びその他やむを得ない事由により直接交付できない場合は、配達証明及び内容証明郵便により郵送するものとする。ただし、被送達者の住所が不明のため郵送できない場合は、公示するものとする。

## 第 1 2 節 物件の措置

(物件除去の広告)

**第 4 6 条** 略式の代執行の事前公告を行う場合は、公告書（様式第 3 0 号）を、小田原市消防本部（以下「消防本部」という。）に、1 4 日間掲示することにより行うものとする。ただし、緊急の必要があると認めるときは、公告を要しないものとする。

(物件の保管等)

**第 4 7 条** 消防長は、法第 3 条第 2 項及び法第 5 条の 3 第 2 項の規定により、法第 3 条第 1 項第 3 号又は第 4 号の措置をとるべき必要があると認める物件は、適当な場所又は施設等を選定して保管するものとし、保管に際しては次の各号に留意するものとする。

- (1) 物件の滅失及び損傷防止
- (2) 盗難の予防措置
- (3) 危険物又は燃焼のおそれのある物件については、火災等の予防措置

(保管物件の公示)

**第 4 8 条** 消防長は、略式の代執行により物件を保管した場合は、保管物件公告書（様式第 3 1 号）を保管を始めた日から 1 4 日間、消防本部に掲示しなければならない。

2 消防長は、前項の公示の期間が満了しても、なおその保管物件の所有者を知ることができない場合は、当該公告の要旨を小田原市の公報又は新聞紙に掲載するものとする。

3 第 1 項の公示場所には、保管物件一覧簿（様式第 3 2 号）を備え付け、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(保管物件の売却)

**第 4 9 条** 消防長は、第 4 7 条の規定により保管した物件が滅失し若しくは破損するおそれがあるとき、又はその保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、災害対策基本法施行令（昭和 3 7 年政令第 2 8 8 号）第 2 7 条の規定により当該物件を売却し、その売却した代金を保管することができる。

(保管物件の返還請求と受領)

**第 5 0 条** 消防長は、前条の規定により保管物件、又は売却代金の返還を求められたときは、保管物件返還請求書（様式第 3 3 号）を提出させるとともに、保管物件又は売却代金について権原を有する者であることを証することができる書類等の提出を求め、

権利の存否を確認のうえ当該物件を返還し、物件受領書（様式第34号）又は代金受領書（様式第35号）を提出させるものとする。

（保管物件の所有権放棄）

**第51条** 消防長は、保管物件又は売却代金について権原を有する者から所有権を放棄する旨の申し出があった場合は、所有権放棄書（様式第36号）を提出させるとともに、当該権原を有する者であることを証することができる書類等の提出を求め、権利の存否を確認のうえ受領するものとする。

（保管費用等の徴収）

**第52条** 消防長は、第48条の物件の保管、売却、公示等に要した費用は、当該物件の返還を受けるべき占有者等の負担とする。

2 前項の費用の徴収については、代執行法第5条及び第6条の規定を準用し、保管費等納付命令書（様式第37号）を交付することにより、当該費用を徴収するものとする。

（法定期間経過後の報告）

**第53条** 消防長は、保管した物件が第48条第1項の規定により災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第6項に定める法定期間を経過した場合は、市長に通知するものとする。

### **第3章 関係行政機関との連携**

（関係行政機関との連携）

**第54条** 消防長は、他法令違反が存する防火対象物の違反処理を行う場合、関係機関に十分な情報提供を行うとともに、関係機関との連絡調整に努めなければならない。

2 消防長は、違反処理を行う場合で必要事項を調査するうえで他に手段がないときは、他の関係官公署の事務に支障がないように配慮しつつ、法第35条の10の規定に基づく照会を行うものとする。

3 消防長は、違反処理に関して関係機関より協力を求められたときは、必要に応じ協力するものとする。

4 第2項の照会は、火災予防関係事項照会書（様式第38号）により行うものとする。

### **第4章 その他**

（違反処理の報告）

**第55条** 消防長は、違反処理を行った場合は、次により市長に報告しなければならない

い。

(1) 警告、命令（口頭命令を含む）、特例認定の取消し、許可の取消し、告発、過料事件の通知、代執行及び略式の代執行を行ったときは、違反処理報告書（様式第39号）により報告するものとする。

(2) 消防長は、前号の違反処理が完結したときは、違反処理完結報告書（様式第40号）により報告するものとする。

（統計）

**第56条** 消防長は、違反処理実施状況について統計を作成しておかなければならない。

（その他）

**第57条** 違反処理の実施に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、消防長が別に定める。

2 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）にかかる違反は、この規程の例により処理する。

## 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

（小田原市火災予防違反処理規程の廃止）

2 小田原市火災予防違反処理規程（平成20年小田原市消防本部訓令第1号）は、廃止する。

様式第1号（第9条関係）

第 号	
年 月 日	
様	
小田原市消防長 印	
消 防 資 料 提 出 命 令 書	
<p>火災予防のため必要があると認めるので、消防法（昭和23年法律第186号）の規定により、次の資料を 年 月 日までに小田原市消防本部へ提出するよう命令する。</p> <p>なお、この命令に従わない場合、または虚偽の資料を提出した場合は、法第44条第2号の規定により処罰されることがある。</p>	
所在地	
名 称	
用 途	
(提出する資料)	
<p>教示</p> <p>この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小田原市長に対して審査請求することができます。また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小田原市（訴訟において小田原市を代表するものは小田原市長となる。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この命令に審査請求した場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>	



様式第2号（第9条関係）

第 号	
年 月 日	
様	
小田原市消防長 印	
報 告 徴 収 書	
<p>火災予防のため必要があると認めるので、消防法（昭和23年法律第186号）の規定により、次の項目を 年 月 日までに小田原市消防本部へ提出するよう命令する。</p> <p>なお、この命令に従わない場合、または虚偽の報告をした場合は、法第44条第2号の規定により処罰されることがある。</p>	
所在地	
名称	
用途	
(報告内容)	
<p>教 示</p> <p>この命令に不服がある場合は、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小田原市長に対して審査請求することができます。また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小田原市（訴訟において小田原市を代表するものは小田原市長となる。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この命令に審査請求した場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>	



様式第3号（第11条関係）その2

撮影年月日 年 月 日 時 分 ころ

No.
No.

撮影者階級・氏名





様式第5号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

小田原市消防長

印

住民票・全部事項証明書（個人事項証明書）の交付方について（依頼）

このことについて、消防法令違反の調査上必要ですので、次の書類について公用として交付願います。

1 必要書類 通

2 氏 名 (生年月日 )

3 本籍地等

筆頭者

様式第6号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

小田原市消防長

印

商業登記簿謄本の交付方について（依頼）

このことについて、消防法令違反の調査上必要ですので、次の書類について公用として交付願います。

- 1 必要書類 通
- 2 法人名
- 3 法人所在
- 4 代表者
- 5 手数料 登記手数料令第19条により免除

様式第7号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

小田原市消防長

印

建物登記簿謄本の交付方について（依頼）

このことについて、消防法令違反の調査上必要ですので、次の書類について公用として交付願います。

- 1 必要書類 通
- 2 建物の所在
- 3 家屋番号 番
- 5 手数料 登記手数料令第19条により免除

様式第8号 (第15条関係)

年 月 日

消防長 様

職・氏名

㊟

違反調査報告書

違反者	住所			
	氏名 生年月日	年 月 日生 ( 歳)	職業	
対象物の状況	所在			
	名称		構造 規模	
	用途			
違反事実				
違反条項				
違反の概要 (発生事由・ 経過 等)				
参考事項 (査察経過等)				



様式第9号（第17条関係）その1

違反処理台帳

作成日	年 月 日				
対象物	所在地		違反者	住所	
	名称			職業	
	用途			氏名	
	構造・面積 規模 直通階段数				
	覚知 年月日				
	公示 年月日			生年 月日	年 月 日 ( 歳)
改修計画	年 月 日提出	改修予定日	年 月 日		
違反処理区分	是正年月日	違反処理区分	是正年月日		
年 月 日	項目	処 理 経 過		係 員	
過去の違反 処理経過					

項目欄は、立入検査・調査・来庁・口頭指導（電話・直接）・会議・届出等を記入する。

様式第9号（第17条関係）その2

違反処理台帳

作成日	年 月 日						
危険物製造所等	設置場所			違反者	住所		
	設置者				職業		
	許可年月日 番号				氏名		
	完成検査 年月日番号						
	許可品名 及び数量						
	覚知年月日				生年 月日	年 月 日 ( 歳)	
公示年月日	年 月 日						
改修計画	年 月 日提出		改修予定日	年 月 日			
違反処理区分		是正年月日		違反処理区分		是正年月日	
年 月 日	項目	処理経過				係員	
過去の違反 処理経過							

項目欄は、立入検査・調査・来庁・口頭指導（電話・直接）・会議・届出等を記入する。

様式第10号（第19条関係）その1

第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

小田原市消防長 印

警 告 書

所在

名称

用途

上記 様は、 様と認めるので、  
次のとおり履行するよう警告する。

なお、この警告に従わない場合は、  
の規定に基づく命令を行うことがある。

命令を行ったときは、当該 様  
に記載した標識の設置により公示する。 様に受命者の氏名、命令内容等

(警告事項)

様式第10号（第19条関係）その2

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

小田原市消防長 印

警 告 書

所在

名称

用途

上記 様は、 と認めるので、  
次のとおり履行するよう警告する。

なお、この警告に従わない場合は、法律に基づいて措置をとることがあります。

(警告事項)

様式第 1 1 号 (第 2 1 条関係)

第 号  
年 月 日

住所

氏名

様

小田原市消防長

印

警告早期履行催告書

所在

名称

用途

上記に について、 年 月 日付 第 号  
をもって警告した事項 (別添警告書の写) について履行していないので、速やかに  
履行するよう催告する。

様式第 1 2 号 (第 2 4 条関係) その 1

住所 氏名		年 月 日		様	
命 令 書					
<p>火災の予防に危険である又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると支障になると認めるので、消防法第 3 条第 1 項の規定により次の措置をとるべきことを命ずる。</p> <p>なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。</p>					
命 令 年月日	年 月 日	発令者	所 属 階級・氏名	㊟	
所 在					
行為者・所有者・管理者・占有者 氏名					
該当条文：法第 3 条第 1 項第 号			命令の理由となる事実及び命ずる措置		
第 1 号	火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止	【理由】		
		停止			
		制限			
		消火 準備			
第 2 号	残火、取灰又は火粉の始末	【措置】			
第 3 号	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理				
第 4 号	放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去				
<p>教 示</p> <p>この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、 に対して審査請求をすることができる。また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に小田原市（訴訟において小田原市を代表するものは小田原市長となる。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この命令について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>					
受領欄	年 月 日 本命令書を確かに受領しました。				
	受領者住所			氏名	

様式第 1 2 号 (第 2 4 条関係) その 2

		第 号
		年 月 日
住所 氏名	様	
	小田原市消防長	印
	命 令 書	
所在		
名称		
用途		
	上記防火対象物は、	と認めるので、
	より、次のとおり命令する。	の規定に
	なお、本命令に従わない場合は、	
	の規定により処罰されることがある。	
	1 命令事項	
	2 命令の理由	
教 示		
	この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に、小田原市長に対して審査請求することができる。また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に、小田原市（訴訟において小田原市を代表するものは小田原市長となる。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この命令について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して 30 日以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。	

様式第 1 2 号（第 2 4 条関係）その 3

	第 号	
	年 月 日	
住所 氏名	様	
	小田原市消防長	印
	命 令 書	
所在		
名称		
用途		
<p>上記防火対象物は、 と認めるので、 の規定により、次のとおり命令する。</p>		
<p>なお、本命令に従わない場合は、の規定により処罰されることがある。</p>		
<p>1 命令事項</p>		
<p>2 命令の理由</p>		
<p>教 示</p> <p>この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、小田原市長に対して審査請求することができる。また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、小田原市（訴訟において小田原市を代表するものは小田原市長となる。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この命令について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>		



様式第12号（第24条関係）その4

		第 号
		年 月 日
住所		
氏名	様	
	小田原市消防長	印
	命 令 書	
所在		
名称		
用途		
	上記防火対象物は、	と認めるので、
	より、次のとおり命令する。	の規定に
1	命令事項	
2	命令の理由	
教 示		
	この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求することができる。また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小田原市（訴訟において小田原市を代表するものは小田原市長となる。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この命令について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。	

様式第 1 2 号 (第 2 4 条関係) その 5

			第 号
			年 月 日
住所			
氏名	様	小田原市長	印
	命 令 書		
所在			
名称			
用途			
上記対象物は、 と認めるので、 の規定により、 次のとおり命令する。			
なお、本命令に従わない場合は、 の規定により処罰されるこ とがある。			
1 命令事項			
教 示			
この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 30日以内に、小田原市長に対して再調査の請求をすることができる。また、この 命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、 小田原市（訴訟において小田原市を代表するものは小田原市長となる。）を被告と して処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この命令について審査請 求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起 算して6か月以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することが できる。			

様式第 1 2 号 (第 2 4 条関係) その 6

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

小田原市長

団

命 令 書

所在

名称

用途

上記対象物は、  
次のとおり命令する。

と認めるので、

の規定により、

1 命令事項

教 示

この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 30 日以内に、小田原市長に対して再調査の請求をすることができる。また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、小田原市（訴訟において小田原市を代表するものは小田原市長となる。）を審査請求をすることができる。なお、この命令について再調査後審査請求をした場合には、当該審査請求をした日の翌日から起算して1か月以内に、小田原市に対して再審査請求をすることができる。なお、当該審査請求の裁決があった日の翌日から起算して6か月以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第 1 2 号 (第 2 4 条関係) その 7

			第 号
			年 月 日
住所			
氏名	様	小田原市長	印
		命 令 書	
所在			
名称			
用途			
上記対象物の危険物 者 は、 年 月 日 に おいて、消防法 違反 ( ) を行ったと認めるので、消防 法第 1 3 条の 2 4 の規定により、次のとおり命令する。			
1 命令事項			
教 示			
この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して 3 0 日以内に、小田原市長に対して再調査の請求をすることができる。また、この命令 については、命令があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、小田原 市 (訴訟において小田原市を代表するものは小田原市長となる。) を被告として処分 の取消しの訴えを提起することができる。なお、この命令について審査請求した場 合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月 以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。			

様式第13号 (第26条関係)

住所 氏名	年 月 日			
様				
命 令 書				
<p>火災の予防に危険である又は消火、避難その他の消防の活動に支障になると支障になると認めるので、消防法第5条の3第1項の規定により次の措置をとるべきことを命ずる。</p> <p>なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。</p>				
命 令 年月日	年 月 日	発令者	所 属 階級・氏名	
所 在				名
用 途	( ) 項 ・ ( )			称
行為者・所有者・管理者・占有者 氏名				
該当条文：法第5条の3第1項第 号		命令の理由となる事実及び命ずる措置		
第1号	火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止	【理由】	
		停止		
		制限		
		消火準備		
第2号	残火、取灰又は火粉の始末	【措置】		
第3号	危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理			
第4号	放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去			
教 示				
<p>この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、  <span style="display: inline-block; width: 150px; border-bottom: 1px dashed black;"></span> に対して審査請求をすることができる。また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に小田原市（訴訟において小田原市を代表するものは小田原市長となる。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この命令について審査請求した場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>				
受領欄	年 月 日 本命令書を確かに受領しました。			
	受領者住所		氏名	

様式第 1 4 号 (第 2 6 条関係)

第 号  
年 月 日

消防長 様

所属  
職・氏名

㊟

口 頭 命 令 報 告 書

次のとおり、口頭で措置命令等をしましたので、報告します。

- 1 住所
- 2 氏名
- 3 防火対象物の所在
- 4 物件の所在地又は行為場所
- 5 名称
- 6 物件名又は行為内容
- 7 用途
- 8 現認年月日・時間
- 9 命令要件
- 1 0 命令事項
- 1 1 命令の理由
- 1 2 改善状況
- 1 3 教示内容
- 1 4 その他

## 消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

所在地

名称

氏名

この防火対象物は、  
と認めるので、 年 月 日、次のとおり命じたものである。

命令事項

年 月 日

小田原市消防長

注意

- 1 この標識は、消防法 の規定に基づき設置したものである。
- 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがあります。

# 消 防 法 に よ る 命 令 の 公 告

所在地

名称

氏名

この  
と認めるので、 年 月 日、次のとおり命じたものである。

命令事項

年 月 日

小田原市長

注意

- この標識は、消防法 の規定に基づき設置したものである。
- この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがあります。



様式第17号（第30条関係）

第 号  
年 月 日

住所

氏名

様

小田原市長

印

小田原市消防長

印

命令早期履行催告書

所在

名称

用途

上記 について、 年 月 日付第 号をもって命令した  
事項（別添命令書の写）について履行していないので、速やかに履行するよう催告  
する。

様式第18号 (第32条関係)

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

命令解除通知書

年 月 日付第 号により 命令し  
た事項は、 年 月 日改善されたためこれを解除する。

小田原市長 印

小田原市消防長 印

様式第19号（第34条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

小田原市長

印

許可取消通知書

あなたの（所有、占有、管理）する（ 年  
月 日第 号設置許可）は、消防法第12条の2第1項の規定に基づき、  
許可を取消すことになりました。

については、関係書類を交付しますので、次により来庁してください。

1 日 時 年 月 日 時 分から 時 分までの間

2 場 所

3 持 参 品

(1) 本通知書

(2) 印鑑

様式第20号（第34条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

小田原市長

印

許 可 取 消 書

あなたの する次の は、消防法第  
違反と認めるので、同法第12条の2第1項の規定に基づき、許可を取消す。

- 1 設置場所又は常置場所
- 2 名称
- 3 製造所等の別
- 4 貯蔵所又は取扱所の区分
- 5 設置許可年月日・番号
- 6 違反事項
- 7 取消しの理由

教示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、小田原市長に対して審査請求することができる。また、この処分については、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に小田原市（訴訟において小田原市を代表する者は小田原市長となる。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第 2 1 号 (第 3 5 条関係)

第 号  
年 月 日

住所

氏名 様

小田原市消防長 印

特 例 認 定 取 消 通 知 書

あなたの管理する 是、消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項 号  
(消防法第 3 6 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、  
認定を取消すことになりました。

つきましては、関係書類を交付しますので、次により来庁してください。

1 日 時 年 月 日 時 分から 時 分までの間

2 場 所

3 持 参 品

(1) 本通知書

(2) 印鑑

様式第 2 2 号（第 3 5 条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

小田原市消防長

印

特 例 認 定 取 消 書

次の防火対象物は、消防法第 8 条の 2 の 3 第 6 項 号（消防法第 3 6 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当するため、同項の規定に基づき特例認定を取消す。

1 防火対象物所在地

名称等

2 特例認定年月日・番号

3 特例認定取消（処分）の理由となる事実

教示

この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、小田原市長に対して審査請求することができる。また、この処分については、処分のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に小田原市（訴訟において小田原市を代表する者は小田原市長となる。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第 23 号 (第 37 条関係) その 1

第 号  
年 月 日

様

小田原市長

印

小田原市消防長

印

告 発 書

次の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第 239 条第 2 項により関係資料を添えて告発します。

1 被告発人

本籍地

住 所

氏 名

年 月 日生 ( 歳)

職 業

2 罪名及び適用法条

3 犯罪の事実

4 証拠となるべき資料

5 犯罪の情状

6 意見

7 参考事項

様式第23号（第37条関係）その2

第 号  
年 月 日

様

小田原市長

印

小田原市消防長

印

告 発 書

次の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項により関係資料を添えて告発します。

1 被告発人

甲 本店所在地

法人名称

代表者の住所

代表者の氏名

乙 本 籍

住 所

職 業

氏 名

生年月日

2 罪名及び適用法条

3 犯罪の事実

4 証拠となるべき資料

5 犯罪の情状

6 意見

7 参考事項



様式第24号（第41条関係）その1

第 号  
年 月 日

地方裁判所  
部 御中

小田原市消防長 印

過料事件通知書

消防法第46条の5に基づき過料に処せられるべき事件を発見したので、次のとおり通知します。

1 違反者の氏名及び住所

氏 名  
住 所

2 違反対象物の名称等及び管理権原者

名 称  
所 在  
変更前の管理権原者

3 該当法条

消防法第8条の2の3第5項（消防法第36条第1項において準用する場合を含む。）

（特例認定防火対象物の管理権原者の変更の届出）

消防法第46条の5

4 添付書類

様式第24号（第41条関係）その2

第 号  
年 月 日

地方裁判所  
部 御中

小田原市消防長 印

過料事件通知書

消防法第46条の5に基づき過料に処せられるべき事件を発見したので、次のとおり通知します。

1 違反者の氏名及び住所

氏 名  
住 所

2 違反対象物の名称及び住所

名 称  
所 在

3 該当法条

消防法第17条の2の3第4項（大臣認定を受けた特殊消防用設備等又は設備  
設置維持計画の軽微な変更の届出）

消防法第46条の5

4 添付書類

様式第25号 (第44条関係)

	第	号				
	年	月	日			
神奈川県知事  様   小田原市長 <span style="float: right;">印</span>						
危険物取扱者違反処理報告書						
違 反 者	本籍	県(都道府)				
	住所					
	氏名	年 月 日生				
	免状	種類	種別	交付年月日	交付番号	交付知事
		種	類	年 月 日	第 号	知事
	事業所名					
職名						
所在地						
1 違反年月日 <span style="margin-left: 100px;">年</span> <span style="margin-left: 20px;">月</span> <span style="margin-left: 20px;">日</span>						
2 違反場所						
3 違反行為の概要						
4 違反発見の端緒						
5 違反条項及び違反点数(付加点数及びその理由)						
6 意見						
7 その他参考事項						

※1 免状欄については、全ての免状について記載すること。

※2 免状の写しを添付すること。

様式第26号 (第44条関係)

第 号						
年 月 日						
神奈川県知事						
様						
小田原市消防長						
印						
消防設備士違反処理報告書						
違反者	本籍	県(都道府)				
	住所					
	氏名	年 月 日生				
	免状	種類	指定区分	交付年月日	交付番号	交付知事
		種	類	年 月 日	第 号	知事
事業所名						
職名						
所在地						
1	違反年月日	年 月 日				
2	違反場所					
3	違反行為の概要					
4	違反発見の端緒					
5	違反条項及び基礎点数					
6	事故加点及び当該事故の概要					
7	意見					
8	その他参考事項					

※1 免状欄については、全ての免状について記載すること。

※2 免状の写しを添付すること。

様式第27号（第44条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

小田原市長 印

危険物取扱者違反事項通知書

あなたは、次の消防法令違反があるので通知します。

なお、今後、危険物取扱者免状を交付した知事から返納命令を受けることがあります。

1 違反年月日 年 月 日

2 違反場所

3 違反行為の概要

4 違反条項

消防法第 条（ ）違反

様式第28号（第44条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名 様

小田原市消防長 印

消防設備士違反事項通知書

あなたは、次の消防法令違反があるので通知します。

なお、今後、消防設備士免状を交付した知事から返納命令を受けることがあります。

1 違反年月日 年 月 日

2 違反場所

3 違反行為の概要

4 違反条項

消防法第 条（ ）違反

様式第 29号 (第 45 条関係)

年 月 日

様

住所

氏名

印

受 領 書

年 月 日付第 号の は、確かに受領しま  
した。

様式第30号（第46条関係）

第 号  
年 月 日

公 告 書

次の物件は  
と認めるので、当該物件の で権原を有する者は、  
年 月 日までに、当該物件を すること。  
もしも、この期限までに しない時は、消防職員が す  
る。

消防法第5条の3第2項の規定により、公告する。

小田原市消防長 印

(物件の表示)

所 在

種別及び数量



様式第31号（第48条関係）

第 号  
年 月 日

保管物件公告書

と認めるので、消防法 の規定により、  
次の物件を保管しましたので公告します。

当該物件について、心当たりの人は、速やかに当消防本部に申し出てください。

小田原市消防長 印

1 名称又は種類

2 形状及び数量

3 物件の所在した場所

4 除去した日時

5 保管を始めた日時

6 保管の場所

7 保管物件の返還を求めるための必要事項

保管物件と管理関係を証明し得る書類及び印鑑を持参すること。



様式第 33号 (第 50 条関係)

年 月 日

小田原市消防長 様

住所

氏名

印

保管物件返還請求書

に保管されてい  
る次の物件は、私の するものでありますので返還くださるよう請  
求します。

1 名称又は種類

2 形状及び数量



様式第35号 (第50条関係)

年 月 日

小田原市消防長 様

代 金 受 領 書

(受領者)

住所

氏名

㊤

1 名称又は種類

2 形状及び種類 個

上記物件の売却代金として、次の金額を受領しました。

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第36号（第51条関係）

年 月 日

小田原市消防長 様

住所

氏名

㊟

所有権放棄書

に保管されている次の物件は、私の所有するものでありますが、  
年 月 日、所有権を放棄しますから、適宜に処分してください。

1 品名又は数量

2 形状及び数量

様式第37号（第52条関係）

第 号  
年 月 日

住所  
氏名

様

小田原市消防長

印

保管費等納付命令書

年 月 日付返還した物件の保管等に要した費用は次のとおりであるから、年 月 日までに へ納付するよう消防法の規定により命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収する。

金 円

費 目	金 額	内 訳

教 示

この命令に不服がある場合は命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に小田原市長に対して審査請求することができる。また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に小田原市（訴訟において小田原市を代表する者は小田原市長となる。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小田原市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第38号（第54条関係）

第 号  
年 月 日

火災予防関係事項照会書

様

小田原市消防長 印

火災予防上必要があるので、次の事項につき回答願いたく、消防法第35条の10の規定に基づき照会します。

照会消防本部の所在地 神奈川県小田原市

担当者氏名

連絡先電話番号



様式第39号（第55条関係）

第 号  
年 月 日

小田原市長 様

小田原市消防長 印

違反処理報告書

次のとおり、違反処理を行ったので報告します。

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 代表者・氏名
- 4 違反処理の区分
- 5 違反処理の概要
- 6 その他

※警告書を添付すること。

様式第40号（第55条関係）

第 号  
年 月 日

小田原市長 様

小田原市消防長 印

違反処理完結報告書

見出しのことについて、 第 号 年 月 日付で報告  
しました事案は、次のとおり完結しましたので報告します。

1 消防対象物名

2 用途

3 構造・規模

4 種類

5 内容

(1) 消防用設備等、特殊消防用設備等関係

(2) 法第 条関係

(3) その他 別添写真参照

6 履行期間 年 月 日から 年 月 日

7 完結 年 月 日

8 備考